

令和 7 年 第 8 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和7年8月28日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2 階 大会議室

○ 出席した委員 (16 名)

1 番 森 武雄	8 番 滝沢 久美子	15 番 堺澤 務
2 番 中嶋 隆	9 番 小松原 博	16 番 伊藤 宏美
3 番 木下 亜紀	10 番 塩木 操	17 番 河上 邦和
4 番 小松原 ひとみ	11 番 上田 佳子	18 番 吉瀬 久司
5 番 倉田 益式	12 番 春日 知也	19 番 氣賀澤 道雄
6 番 小松 伸治	13 番 北澤 満	
7 番 田村 晴男	14 番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6 名)

20 番 小平 裕一	22 番 小池 政幸	24 番 菅沼 佳彦
21 番 小原 正隆	23 番 山崎 幸夫	25 番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (3 名)

4 番 小松原 ひとみ	6 番 小松 伸治	11 番 上田 佳子
-------------	-----------	------------

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について (貸借)

報告事項 1 現況証明について

報告事項 2 貸借の権利移転について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 1 2 番 (春日)

議事録署名人 1 4 番 (宮澤)

開 会 令和7年8月28日 午後2時58分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

お暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻前ではございますが、本日御参集予定の皆様にはお集まりいただきましてので、ただいまから令和7年第8回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、まず氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

毎日暑い日が続いています。

昨日はちょっと涼しくなったなと思いましたが、また今日は暑くなってまいりまして、午前中は家の周りの草刈りをしましたが、もう汗が滝のように流れてまいりまして、いい運動になり、飲みたいところでしたけれども、会議がありましたので我慢して出てまいりました。

テレビのニュースを見ますと、どのニュースでも取れの話をしています。

昨日はJAの長野県中央会のほうで、またJA上伊那のコンパインの刈取りの打合せの場で話が出ましたが、概算金が1等米は2万8,200円くらいという話でした。2等米が2万7,000円で、3等米が2万5,000円以下という情報をもらっています。

概算金を見てもみますと、去年は1万6,500円くらいで、その前が1万2,000円くらい、その前がたしか1万500円だか800円ということで、何なのだろうと非常に不思議な気がしております。値段が上がることはいいけれども、これだけ変動が大きいと何を基準に決めているのかというところに非常に疑問を持たざるを得ない感じになっております。

まだ備蓄米が流通しているということと新米が出てくるということで、これから値段がどうなっていくか、本当に様々な問題は出ていますけれども、結局は、個人個人の消費者の志向と経済的な問題とで差別化され、備蓄米も新米もそれなりの値段で動いていくのではないかと感じております。

注視するところはたくさんありますけれども、これからは我々農業者もそこら辺のところをきちんと見ていかなければいけないということを最近は感じております。

今日は、また審議事項が幾つかありますので、御協力をお願いいたします。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。

局 長 (入谷 吉博君)

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。本日は1番森武雄委員さんをお願いいたします。

1 番 (森 武雄君)

それでは、このメンバーになって2回目ということで会議の前の一言を言わせていただきます。

皆さんも御存じだと思いますけれども、市内[]——[]
[]があるところですが、現在、土地改良事業を行っております。[]ということで、御覧になったことのある方もかなりいると思います。

今、リニア中央新幹線の関連でJR東海が大鹿村でトンネルと掘っているということで、その残土を持ってきて[]の田んぼを埋め、かさ上げして、一番の目的は、今までは畦畔が5mぐらいある場所があり、かなり草刈りも大変だったので、それを少なくしたいということも目的の一つということで、声をかけて、今、埋めている状態です。進捗状況については約60%ということで、まだまだダンプが通る期間があるということです。

それで、実は私のうちの田んぼもあの地帯にありまして、ここ4年くらいは田んぼを作れない状態です。具体的には令和5年から8年までということで、今のところそういう計画で、今度田んぼを作れるのは令和9年の春からということであります。

自分の田んぼでお米が作れないので、自分のうちのお米を食べられない状況がかなり続いていまして、職場とか近所の方とか知人に頼んでお米を買って食べている状態です。

そんな生活でありまして、最初は物珍しくてよかったけれども、具体的には長野市だとか伊那市だとか、ほかの市町村、あるいは近所の米を食べることになり、何か今まで食べていたうちのお米が懐かしくなって、どうも何か違うかなということで、やっぱり食べてみると味も食感も違うということに気がついております。

うちのお米は懐かしい味になってしまったということで、早くお米作りを再開したいという気持ち強いわけであります。

また、御存じのように、先ほど会長さんのお話にもありましたように、ここに来てお米の価格が高騰しております。今まで六十何年、自分の家のお米を何も考えないで食べていたわけですが、お米の貴さを本当にしみじみ痛感することができました。ありがたいなということでもあります。

明日はまた認定農業者と我々との懇談会があります。テーマが「米政策について」ということですので、討議の中で日頃から皆さんが思っていることをどんどん意見として出していただけたらと思っております。

最後に、来週から9月ということでありまして、新米の収穫時期でありますけれども、私に安価で売っていただける方がおりましたら（笑声）ぜひお声がけをお願いしたいと思います。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

1 番 （森 武雄君）

ありがとうございました。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長 （入谷 吉博君）

大変ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和7年8月1日付、告示第8号をもって招集しました令和7年第8回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数16名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

4番 小松原ひとみ委員、6番 小松伸治委員及び11番 上田佳子委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において12番 春日知也委員、14番 宮澤秀一委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （竹村 直人君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの南1筆291㎡になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は宅地と隣接する当地を耕作するため取得したい、譲渡人は高齢となり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

7 番 (田村 晴男君)

地元委員により説明いたします。

■■■■に今回の土地があるけれども、■■■■は個人でやっている■■■■
■■■■ということで、あちこちに現場があり、それを一人でこなしているという
方でございます。

それで、ここのうちが気に入ったので、今度ここに定住したいということで、
こちらの畑を耕作したいということでございます。

特別問題はなく、住む家は位置図にある場所でございますけれども、■■■■
■■■■のうちの借りて住んでいる状態でございます。

それで、その隣に空き地があり、何とかしてほしいという形で畑を作ってい
るという形でございまして、今のところ特別問題ないですけど、農地がたくさ
んあるものですから、どうやっていくかはまた相談に乗っていきたいと思っ
ております。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第37号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第37号 農地法第3条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

	を議題といたします。
	提案理由の説明を求めます。
主 任	(竹村 直人君)
	それでは議案書 3 ページをお開きください。
	農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
	1 件でございます。
	場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。
	5-1 で表示した場所になります。
	小町屋区、 の西 1 筆 2, 165 m ² になります。
	4 ページにお戻りください。
	申請目的でございますが、宅地分譲。
	理由でございますが、譲受人は市内で を行っており、商業施設や学校、幹線道路が近くにあり宅地の需要が見込まれる当地を取得したい、譲渡人は高齢となり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。
	農地区分につきましては 3 種、用途地域内で見えております。
	以上 1 件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	(氣賀澤 道雄君)
	それでは地元委員の補足説明をお願いします。
1 2 番	(春日 知也君)
	小池委員と現地確認して問題なしと判断したところです。
	農地を単純に宅地分譲ということで、建築条件がついている、あるいは建て売り住宅のような形での取引ではないので、その点がちょっと普通と違うので確認いたしましたが、今回の土地は単なる分譲のための譲渡であっても構わないと認められる場所であるということでしたので、問題はないということです。
	位置図を見ていただき、黒塗りのすぐ上に「5-1」と書いてあり、その「5」と書いてある場所がありますが、ここは、今現在、もう既に住宅が 4 軒か 5 軒建っている状態です。結果として上側も西側も住宅地で、南側は川になっておるという状態で、営農上の問題はないということです。
	ただ、現在、家庭菜園的に借りて使っている方がいるのですが、地主さんと使用者の間では 8 月末までで貸すのは終わりという合意ができています。
	以上を考えまして問題なしと判断いたしました。
会 長	(氣賀澤 道雄君)
	ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。
 質問、御意見ございませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 議案第 38 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 御異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
 議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)
 議案書 5 ページをお開きください。
 農用地利用集積等促進計画案に策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。
 農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。
 公告年月日でございますが、令和 7 年 9 月 30 日でございます。
 期間の終期でございますが、5 年が田 3, 146 m²、10 年が畑 735 m²、合計 3, 881 m²でございます。
 貸手が 2、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。
 6 ページに各筆の明細が載っております。
 2 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 2 筆を貸し付けるということになっております。
 長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある方へ記載の内容で貸付け予定でございます。
 以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 この件についての地元委員は私ですが、補足説明はありません。
 それでは、これより質疑、意見に入ります。
 質問、御意見ございませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 それでは議案第 39 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に報告事項 1 現況証明についての説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
それでは議案書 7 ページを御覧ください。
現況証明について御報告させていただきます。
1 件でございます。
場所につきましては 8 ページ左側を御覧ください。
「現況証明」と表示した場所になります。
小町屋区、 の東 1 筆 11 m²になります。
7 ページにお戻りください。
施設等でございますが、住宅敷地。
経過でございますが、現所有者が土地課税台帳の確認を行った際、登記簿上で地目が畑となっている筆があったため現地調査等を行ったところ、住宅敷地のうち通路化した土地のことであることが分かったということでございます。
以上 1 件につきまして御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ただいまの件につきまして質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、報告事項 1 については説明のとおり御承知おきいただきますようお願いいたします。

次に報告事項 2 貸借の権利移転についての説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)
議案書 9 ページをお開きください。
貸借の権利移転について報告させていただきます。
こちらは、旧経営者の死亡による子への権利移転により、残りの期間につきまして息子さんがやっていくという形になります。
息子さんですが、担い手への登録ができていない方だったので、今回、4 月以降、地域計画に資するところをもちまして手続を踏んだ形になりますので、御理解をお願いいたします。
報告は以上となります。

会 長	(氣賀澤 道雄君) ありがとうございました。 ただいまの件について質疑、意見に入ります。 質問、御意見ございませんか。 森委員、お願いします。
1 番	(森 武雄君) すみません、ちょっと単純な質問ですみませんけれども、こういう件って初めてだと思うのですが、今までにもありましたか。
主 査	(高坂 貴和君) 長野県農地中間管理機構の事業の場合、従前は担い手さんが受けることのできる方々だったのですが、途中でお亡くなりになるというケースはなかったもので、こちらのケースが初めてのケースです。
1 番	(森 武雄君) 分かりました。
会 長	(氣賀澤 道雄君) ほかに質問、御意見ございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
会 長	(氣賀澤 道雄君) それでは、報告事項2については説明のとおり御承知おきいただきますようお願いいたします。 以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。 これにて令和7年第8回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
閉 会	午後3時28分